

多賀城市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第9項の規定により報告した定期監査の結果について、多賀城市長から同条第14項の規定により下記のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年2月16日

多賀城市監査委員 佐伯 光時
多賀城市監査委員 板橋 恵一

記

- 1 監査対象部署
保健福祉部所管出先機関（保育所）
- 2 監査結果の報告日
令和3年1月27日
- 3 措置を講じた旨の通知があった日
令和3年2月8日
- 4 措置状況報告の内容
別紙のとおり

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 令和3年1月7日
- 3 監査対象部署 志引保育所
- 4 措置内容

| 番号 | 区分 | 指摘指導事項等の内容 | 措置の内容 |
|----|----|--|---|
| 1 | 指導 | 起案文書について、市の文書管理規程及び公印規程に基づく処理がされていないものが見られた。 | 決裁日の記載漏れ、公印照合欄の押印漏れについては、令和3年1月29日付けで適正な状態とした。同日付で該当した志引保育所に対し、起案文書作成時の注意点を伝え、作成後の確認の徹底、不明な点については、文書作成の手引きを確認するとともに、保育課及び担当各課に相談する等を行い、確実な事務執行に努めるよう保育課長より指導した。 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |